

## 佐賀県規則第21号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸付けの申請)</p> <p><b>第2条</b> 法第13条第1項、法第31条の6第1項又は法第32条第1項の規定により、資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（様式第1号）に当該貸付けを受けようとする者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない者」という。）であって現に児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童（配偶者のない者であって現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治31年法律第9号）第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「配偶者のない者が扶養している児童」という。）であること又は法第6条第4項に規定する寡婦若しくは法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者（第4号において「寡婦の被扶養者」という。）若しくは法附則第6条第1項に規定する者であることを証する戸籍謄本、住民票の写し、所得を証明することができる書類等の書類を添付するほか、次の各号に掲げる資金については、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が他の書類により配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない者が扶養している児童であることが確認できると認めるときは、戸籍謄本の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>令第3条第7号、第31条第7号又は令第32条第6号に規定す</u></p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p><b>第2条</b> 法第13条第1項、法第31条の6第1項又は法第32条第1項の規定により、資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（様式第1号）に当該貸付けを受けようとする者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない者」という。）であって現に児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童（配偶者のない者であって現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治31年法律第9号）第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「配偶者のない者が扶養している児童」という。）であること又は法第6条第4項に規定する寡婦若しくは法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者（第4号において「寡婦の被扶養者」という。）若しくは法附則第6条第1項に規定する者であることを証する戸籍謄本、住民票の写し、所得を証明することができる書類等の書類を添付するほか、次の各号に掲げる資金については、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が他の書類により配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない者が扶養している児童であることが確認できると認めるときは、戸籍謄本の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>令第3条第8号、第31条第8号又は令第32条第6号に規定す</u></p>

改正前	改正後
<p>る資金（以下「住宅資金」という。） 住宅工事計画書（様式第5号）</p> <p>(9) <u>令第3条第8号、第31条第8号</u>又は令第32条第7号に規定する資金（以下「転宅資金」という。） 住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(10) <u>令第3条第10号、第31条第10号</u>又は令第32条第9号に規定する資金（以下「結婚資金」という。） 婚姻することを証する書類</p> <p>2・3 略</p>	<p>る資金（以下「住宅資金」という。） 住宅工事計画書（様式第5号）</p> <p>(9) <u>令第3条第9号、第31条第9号</u>又は令第32条第7号に規定する資金（以下「転宅資金」という。） 住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(10) <u>令第3条第11号、第31条第11号</u>又は令第32条第9号に規定する資金（以下「結婚資金」という。） 婚姻することを証する書類</p> <p>2・3 略</p>

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第2条関係)

事業計画書

A 事業概要									
申請者氏名			住所						
業種名				申請金額 円					
事業開始(予定)時期		年 月 日							
事業の中心者				申請者との続柄					
事業の協力者				申請者との続柄					
事業所在地	住所		店名		電話 ( )				
	(付近略図)								
店舗等の規模		m <sup>2</sup>		1 自分のもの 2 借地 3 借店舗 4 その他 ( )			賃借料 円		
立地分類		1 住宅地 2 商店街 3 飲食店街 4 ビジネス街 5 工場地帯 6 団地 7 郊外 8 ターミナル 9 その他 ( )							
競合店関係		同種の競合店		{ 1 多い 2 少ない 1 繁昌し 2 していない ている ない		業種は違って も同時間帯の 営業店が		{ 1 多い 2 少ない 1 繁昌して 2 していない いる ない	
客層		1 サラリーマン 2 学生 3 自由業 4 主婦・OL 5 工員 6 商業従事者 7 農林漁業従事者 8 その他 ( )							
営業時間		時 分 ~ 時 分							
事業経験年数		経年 営数		業種名 年 月		従事年数		業種名 年 月	
事業に必要な免許・許可等		1 有( )※写しを添付すること 2 無 取得見込年月日 年 月 日							

B 資金調達・投資計画			
① 店舗造作費	円	⑥ 自己資金	円
② 設備関係費	円	⑦ 借入金	母子 父子 福祉 資金
③ 什器備品費	円		円
④ 権利金 敷金等	A 返還しても A ならない額		円
	B 返還しても B らせる額	円	円
A 開業費	円	⑧ その他	円
⑤ B 運転資金	円		円
計	円	計	円

C 売上・営業計画

1	飲食店喫茶店の場合 _____席×_____回×_____円(客単価)×_____日 $\left[ \frac{1 \text{月の営業}}{\text{日数}} \right] = \text{_____円}$
2	洋裁の仕立等の場合 _____円(1着の仕立料)×_____着(1月当たり) = _____円
3	間貸し等の場合 _____円(家賃)×_____室×11月 $\left[ \frac{1 \text{月の遊休期}}{\text{間を見込む}} \right] \div 12 \text{月} = \text{_____円}$
4	その他の場合(算式)

売上見込等 $\left[ \frac{1 \text{日又は} 1 \text{月}}{\text{月当たり}} \right]$				仕入先		得意先(見込)	
品名	単価	数量	円	品名	仕入先	得意先	人

営業方針(価格、品質、味、メニュー、サービス、イメージ、販売ポイント等)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

D 収支計画 (月)										
売上高 (ア)		円								
売上原価 (イ)		→ (イ) = (ア) × 原価(材料費)率 <input style="width: 50px;" type="text"/> %								
売上総利益 (ウ)		→ (ウ) = (ア) - (イ)								
必要経費 (エ)	① 従業者給与			内訳	例、夜間手伝い(パート)	1人	50,000円			
	② 地代家賃									
	③ 水道光熱費									
	④ 接待・交際・広告・宣伝・通信費									
	⑤ 保険料			→ 水道・電気・ガス代等						
	⑥ 営業雑費			→ 電話料・郵便料・チラシ・マッチ・広告等						
	⑦ 減価償却			→ 火災・運送・自動車等の損害保険料						
	⑧ その他			→ 修繕費・消耗品費・福利厚生費等						
(エ) 計										
差引 (オ)		→ (オ) = (ウ) - (エ)								
金利 (カ)										
事業所得 (キ)										
(キ) = (オ) - (カ)		母子 1 父子福祉資金 寡婦		利子	円	借入額 万円	年利償還 % 年	毎月の償還額 円		
		2				万円	% 年	円		
		3				万円	% 年	円		
毎月の償還額 (ク)		円 (利子を含む。)								
生活費 (ケ)		→ 住宅費も含む。								
現金収支計算の残額		→ ⑧減価償却 + (オ) - (ク) - (ケ) (翌月への運転資金、減価償却費、税金等に充てるもの)								
売上原価(イ)の算出表				品名	単価 円	数量	円			
品名	単価	数量	円							
	円		円							



次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号（第2条関係）</p> <p>略</p> <div data-bbox="230 395 1104 437" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>様式第4号（第2条関係）</p> <p>略</p> <div data-bbox="1160 395 2033 437" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <div data-bbox="1592 440 2033 624" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業計画の策定について、指導・助言を行いました。</p> <p>商工会議所 役職： _____</p> <p>氏名： _____</p> </div>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。